

○春日井市文芸館ギャラリー利用調整会議要綱

(設置)

第1条 春日井市文芸館ギャラリー(以下「ギャラリー」という。)の円滑かつ適正な利用を図るため、春日井市文芸館ギャラリー利用調整会議(以下「利用調整会議」という。)を設置する。

(調整事項)

第2条 利用調整会議は、次の事項について調整する。

- (1) ギャラリー利用許可計画案に関すること。
- (2) その他ギャラリーの利用に関し必要な事項

(組織)

第3条 利用調整会議は、委員5名以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 芸術関係者
- (3) その他市長が適当と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。

- 2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員の在職期間は、連続して4年を超えてはならない。

(会長)

第5条 利用調整会議に会長を置く。

- 2 会長は、委員の互選により選出する。
- 3 会長は、利用調整会議を代表し、会務を総理する。
- 4 会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 利用調整会議は、会長が召集する。

- 2 利用調整会議は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

(庶務)

第7条 利用調整会議の庶務は、いきがい創生部文化スポーツ振興課において処理する。

(指定管理者)

第8条 春日井市文芸館条例(平成11年春日井市条例第16号)第3条の2の規定により市長が指定管理者に管理の業務を行わせる場合にあつては、第6条第1項の規定にかかわらず、会長は当該会議を招集しないものとする。

(雑則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、利用調整会議に必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成11年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。